

港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱 手続きのご案内

令和7年1月1日更新

港区電子申請ポータル



Logoオーナー

港区電子申請ポータル

検索

トップ画面のキーワード検索欄に
「解体」と入力してください。

港区ホームページ/建築物の



解体工事等を行うとき

港区公式 解体工事

検索



・対象となる工事	2	・工事着手前の説明について	7
・有害物質等の調査について	2	・解体工事等工事説明会等報告書について	8
・歩行者及び作業員の安全確保の徹底	3	・石綿除去計画報告書について	8
・ネズミ等の防除について	3	・計画の変更・中止について	9
・標識の設置について	4	・お問い合わせ先	10
・石綿事前調査結果報告について	5	・手続きの流れ	11
・解体工事等標識設置報告書について	6		

対象となる工事

以下のいずれかに該当する建築物の工事が対象です。

- 建築基準法施行令第1条第3号に定める構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事
- 大気汚染防止法第2条第11項に定める特定粉じん排出等作業を伴う工事

ここがポイント

- 建築物の工事が対象となります。地中障害物等の撤去は、対象とはなりません。
- 石綿含有建材別作業レベル区分におけるレベル1，2，3すべてが対象となります。

有害物質等の調査について

- 解体工事等を行う建築物について、石綿等、ポリ塩化ビフェニル、フロン類等の人体または環境に有害とされる物質の有無を調査してください。

ここがポイント

- 石綿等とは、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材、仕上塗材及び成形板等を含みます。
- 石綿含有の有無を確認するため、必要に応じて、分析調査の実施やその結果の報告を求めたり、現地立入調査を行う場合があります。

歩行者及び作業員の安全確保の徹底

歩行者及び作業員の安全確保のため、適切なガードマンの配置や労働災害の防止措置を徹底してください。

○墜落・転落による労働災害の防止

建築物等の屋根上など、高さ2 m以上の箇所で作業を行う場合には、足場等により「作業床」を設置してください。

「作業床」の設置が困難な場合には、「安全帯の使用」等労働者の墜落による危険を防止するための措置を確実に実施してください。

「作業床」の端部や、「開口部」から墜落することがないように、「囲い」や「覆い」、「手すり」等の墜落防止設備を設けてください。

○物体の飛来・落下による労働災害の防止

作業時に発生した「はつりガラ」や「鉄筋」、「切断物」等の落下による危険を防止するため、

「防網の設置」、「立入区域の設定」等の措置を講じてください。

物体の飛来・落下自体を防ぐことが重要ですが、労働者にはヘルメットなどの保護具の着用を徹底させてください。



○子供や高齢者の通行が多い道路を使用する現場では、特にガードマンの配置が重要です。

労働災害の防止に関することは

三田労働基準監督署 安全衛生課 ☎ 03-3452-5474

ネズミ等の防除について

○解体工事着手前には、ネズミ等の生息調査をしてください。

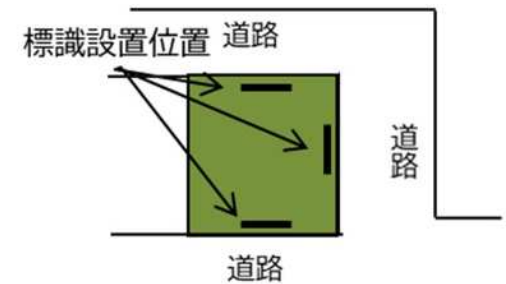
○害獣・害虫の存在を確認した場合には、周辺環境に配慮し、衛生対策を講じてください。

ネズミ等の害獣防除に関することは

みなと保健所 生活衛生課 生活衛生相談係 ☎ 03-6400-0043

標識の設置について

- 標識は、第2号様式(解体・石綿除去等工事のお知らせ)により、設置してください。
- 解体工事→工事開始の**30日前**までに標識を設置してください。
- ※木造建築物の場合は、工事開始の**15日前**までに標識を設置してください。
- 石綿除去等工事のみ→工事開始の**15日前**までに標識を設置してください。
- ※工事期間は、改修工事全体の期間ではなく、石綿除去等工事を行う期間を記載してください。
- 標識の設置は、敷地の道路に接する部分(接道面毎に各1枚、右図参照)に、地面からの高さがおおむね1メートルとなるように設置してください。



※例

- 【30日前設置の場合】4/1標識設置5/1から着手可能
- 【15日前設置の場合】4/1標識設置4/16から着手可能

【標識記入例】

第2号様式(第8条関係)

【記入例①】

①解体及び石綿除去等
工事を行う場合

解体 工事のお知らせ			
石綿除去等			
下記のとおり、この建築物の(解体・石綿除去等)工事を行います。			
工事の名称	〇〇ビル解体工事		
工事を行う建築物の概要	高さ 14m	延べ面積 2,500㎡ (工事に係る床面積 2,500㎡)	
構造	鉄筋コンクリート造	階数	地上 4 階/地下 1 階
発注者	住所 東京都〇〇区××〇-〇-〇		
	氏名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇		
工事期間	〇〇年 〇〇月 〇〇日 ~ 〇〇年 〇〇月 〇〇日		
標識設置年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日		
石綿等について			
有無および調査日	有 〇〇年 〇〇月 〇〇日 調査		
使用されている石綿等	石綿含有成形板		
調査方法	設計図書及び分析による		
石綿除去等工事期間	〇〇年 〇〇月 〇〇日 ~ 〇〇年 〇〇月 〇〇日		
飛散防止対策	・作業場所の隔離 ・湿潤措置 ・保護具、防護衣の使用		
上記解体工事等計画についてのお問合せは、下記へお願いいたします。			
住所	東京都〇〇区××〇-〇-〇		
氏名	株式会社〇〇 〇〇部 〇〇 〇〇		
連絡先	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇		

第2号様式(第8条関係)

【記入例②】

②解体工事のみを
行う場合

解体 工事のお知らせ			
石綿除去等			
下記のとおり、この建築物の(解体・ 石綿除去等)工事を行います。			
工事の名称	〇〇ビル解体工事		
工事を行う建築物の概要	高さ 14m	延べ面積 2,500㎡ (工事に係る床面積 2,500㎡)	
構造	鉄筋コンクリート造	階数	地上 4 階/地下 1 階
発注者	住所 東京都〇〇区××〇-〇-〇		
	氏名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇		
工事期間	〇〇年 〇〇月 〇〇日 ~ 〇〇年 〇〇月 〇〇日		
標識設置年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日		
石綿等について			
有無および調査日	有 〇〇年 〇〇月 〇〇日 調査		
使用されている石綿等			
調査方法	設計図書及び目視による		
石綿除去等工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
飛散防止対策			
上記解体工事等計画についてのお問合せは、下記へお願いいたします。			
住所	東京都〇〇区××〇-〇-〇		
氏名	株式会社〇〇 〇〇部 〇〇 〇〇		
連絡先	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇		

第2号様式(第8条関係)

【記入例③】

③石綿除去等工事
のみを行う場合

解体 工事のお知らせ			
石綿除去等			
下記のとおり、この建築物の(解体 ・石綿除去等)工事を行います。			
工事の名称	〇〇ビル改修工事		
工事を行う建築物の概要	高さ 14m	延べ面積 2,500㎡ (工事に係る床面積 2,500㎡)	
構造	鉄筋コンクリート造	階数	地上 4 階/地下 1 階
発注者	住所 東京都〇〇区××〇-〇-〇		
	氏名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇		
工事期間	〇〇年 〇〇月 〇〇日 ~ 〇〇年 〇〇月 〇〇日		
標識設置年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日		
石綿等について			
有無および調査日	有 〇〇年 〇〇月 〇〇日 調査		
使用されている石綿等	吹き付け石綿等		
調査方法	設計図書及び分析による		
石綿除去等工事期間	〇〇年 〇〇月 〇〇日 ~ 〇〇年 〇〇月 〇〇日		
飛散防止対策	・作業場所の隔離 ・湿潤措置 ・保護具、防護衣の使用		
上記解体工事等計画についてのお問合せは、下記へお願いいたします。			
住所	東京都〇〇区××〇-〇-〇		
氏名	株式会社〇〇 〇〇部 〇〇 〇〇		
連絡先	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇		

石綿事前調査結果報告について

○石綿含有の有無を調査した結果は、石綿事前調査結果報告書（第1号様式）により報告してください。

○提出書類：正副各1部

- ・石綿事前調査結果報告書（第1号様式）
- ・現場周辺地図
- ・当該建築物外観の写真（建物全体及び外壁の近景）
- ・調査結果書類（分析報告書の写し等）
- ・石綿等の使用箇所を示した図面、写真等

○提出期限：解体工事等標識設置報告書を提出する前まで

○提出先：環境課 環境指導アセスメント係（港区役所8階）

※港区電子申請ポータル（Logoフォーム）から電子申請をすることができます。

→ <https://logoform.jp/form/Mt5V/414880> 

ここがポイント

- 石綿事前調査結果報告書の提出よりも前に、石綿事前調査結果報告システム※による報告を行っている場合は、第1号様式に申請番号を記入することで、記入を省略できる項目があります。

※石綿事前調査結果報告システム

アスベスト含有建材の有無にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、報告が必須です。

- ・作業対象となる床面積の合計が80㎡以上の解体工事
- ・請負代金の合計が100万円以上の改修工事

システムホームページはこちら <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>



解体工事等標識設置報告書について

○標識を設置した際は、解体工事等標識設置報告書を提出してください。

○添付書類

- ・案内図：工事場所の位置が分かる地図
- ・標識設置位置図：標識設置位置がわかる地図や配置図
- ・標識の写真（遠景）：設置状況がわかる写真
- ・標識の写真（近景）：標識の内容が読み取れる写真

○提出期限：標識を設置した日から7日以内

○提出方法：港区電子申請ポータル（Logoフォーム）

- ①港区ホームページから、「環境・まちづくり」、「建築・開発」の順に選択
- ②既存建築物に関する手続等の項目にある「建築物の解体工事等を行うとき」を選択
- ③「港区電子申請ポータル 解体工事等標識設置報告書」を選択

→ <https://logoform.jp/form/Mt5V/526441>



※電子申請、または第3号様式により建築課建築紛争調整担当（港区役所6階）へ提出してください。

ここがポイント

- 発注者欄には発注者の住所・氏名（法人の場合は法人名及び代表者氏名）・電話番号を記入してください。
- 標識（第2号様式）記載内容と標識設置報告書の内容に相違がないかご確認ください。

工事着手前の説明について

○解体工事→工事開始の15日前までに説明を実施してください。
※木造建築物である場合は、工事開始の7日前までに説明を実施してください。

○石綿除去等工事のみ→工事開始の7日前までに説明を実施してください。

○説明方法：説明会の開催又は戸別説明

○説明対象：隣接関係住民（右図参照）

※隣接関係住民（1H）・・工事に係る建築物の外壁面からその建築物高さと同じ水平距離範囲内の居住者

○近隣関係住民その他の方から説明を求められた場合には同様に説明を行ってください。

※近隣関係住民（2H）・・工事に係る建築物の敷地境界線からその建築物高さの2倍の水平距離範囲内の居住者

○説明事項

①工期、作業時間、工程ごとの作業内容及び解体方法

③騒音、振動、粉じん等の公害防止対策 ④作業範囲

以下⑦～⑩は石綿含有の場合

⑦石綿の使用状況 ⑧石綿除去期間

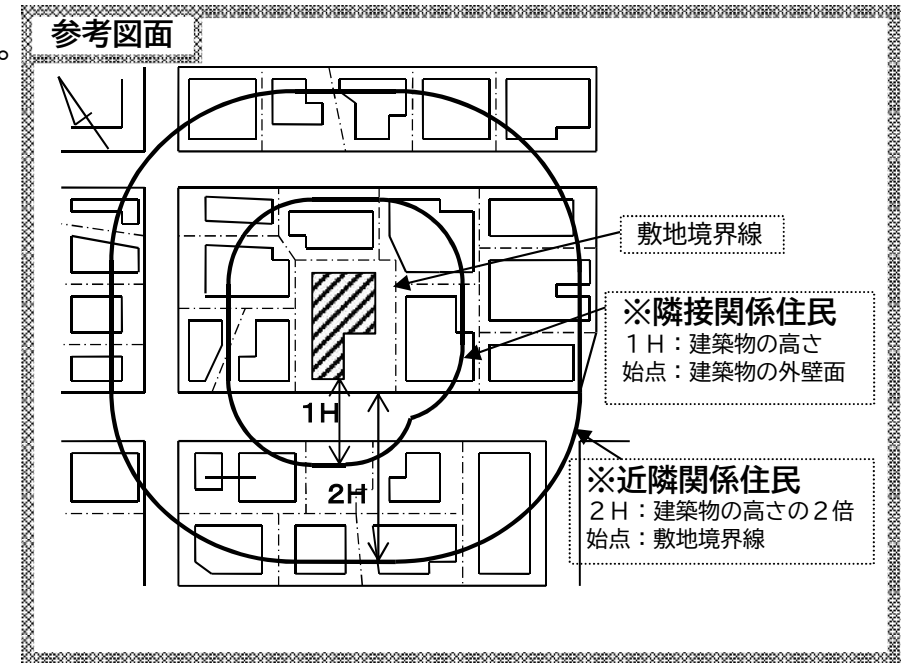
⑨石綿粉じんの飛散防止措置

②近隣に対する安全対策

⑤工事車両の通行経路

⑥石綿の使用有無

⑩作業方法



ここがポイント

- 説明方法を説明会の開催とした場合、出席されなかった隣接関係住民に対しては、戸別説明をしてください。
- 戸別説明の際、留守の住戸には資料を投函してください。
- 対象範囲に敷地の一部でもかかるとその敷地全てが対象となります。
- 対象は、居住者となっていますが、工事による影響がある場合は、居住者以外にも説明するようにしてください。
- 港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づく説明時に、併せて解体工事等について説明を行っても構いません。（それぞれの期日に注意）

解体工事等工事説明会等報告書について

- 隣接関係住民等に対して実施した説明については、解体工事等工事説明会等報告書で報告してください。
- 添付書類・隣接関係住民(1H)の範囲を記した地図等：説明した範囲がわかる資料
・説明の際に使用した説明資料
- 提出期限：工事開始の3日前まで
- 提出先：港区電子申請ポータル（Logoフォーム）

①港区ホームページから、「環境・まちづくり」、「建築・開発」の順に選択

②既存建築物に関する手続等の項目にある「建築物の解体工事等を行うとき」を選択

③「港区電子申請ポータル 解体工事等説明会等報告書」を選択 → <https://logoform.jp/form/Mt5V/545356>

※電子申請では、標識設置報告と同時に説明会報告することはできません。

同時に提出される場合は、第4号様式により建築課建築紛争調整担当へ持参してください。



ここがポイント

- 標識（第2号様式）や解体工事等標識設置報告書（第3号様式）の内容と相違がないかご確認ください。**
- 隣接関係住民(1H)の範囲を記した地図等は、6ページの参考図面を参考としてください。

石綿除去計画報告書について

- 解体工事等を行う建築物の調査をした結果、石綿等が使用されていた場合は、解体工事等を行う建築物の石綿除去計画報告書（第1号様式の2）により報告してください。
- 提出書類：正副各1部
・解体工事等を行う建築物の石綿除去計画報告書（第1号様式の2）
・工程表
- 提出期限：解体工事等を開始する前まで
- 提出先：環境課 環境指導アセスメント係（港区役所8階）
※港区電子申請ポータル（Logoフォーム）から電子申請をすることができます。

ここがポイント

- 大気汚染防止法第18条の17第1項または第2項に規定する届出の対象となる工事は、提出不要です。

→ <https://logoform.jp/form/Mt5V/414916>



計画の変更・中止について

○解体工事または石綿除去等工事の内容で標識記載内容に変更が生じた場合(中止を含む。)は、解体工事等変更報告書を提出してください。

○添付書類

- ・ 標識設置位置図：標識設置位置に変更がある場合のみ提出
- ・ 標識の写真（遠景）：標識設置位置に変更がある場合のみ提出
- ・ 標識の写真（近景）：必須、標識の内容が読み取れる写真
- ・ 変更内容について隣接関係住民等へ周知した際の説明資料

○提出方法：港区電子申請ポータル（Logoフォーム）

- ①港区ホームページから、「環境・まちづくり」、「建築・開発」の順に選択
- ②既存建築物に関する手続等の項目にある「建築物の解体工事等を行うとき」を選択
- ③「港区電子申請ポータル 解体工事等変更報告書」を選択 → <https://logoform.jp/form/Mt5V/389478>

※電子申請、または第5号様式により建築課建築紛争調整担当へ提出してください。



ここがポイント

- 当初報告した以外の石綿等を発見した場合は、解体工事等変更報告書に加えて、7ページに記載の石綿除去計画報告書（第1号様式の2）を環境課へ提出してください。
- 工事内容の変更例
 - ・ 工期延長 ・ 施工者または連絡先の変更 ・ 石綿含有建材有無または種類の変更
- 変更内容は、変更前と変更後両方の内容を記入してください。

【お問い合わせ先】

・近隣住民等への事前周知に関すること

街づくり支援部 建築課 建築紛争調整担当

東京都港区芝公園一丁目5番25号 港区役所6階

03-3578-2310～2312

・石綿等の有害物質等に関すること

環境リサイクル支援部 環境課 環境指導アセスメント係

東京都港区芝公園一丁目5番25号 港区役所8階

03-3578-2491、2492、2827



各種様式は、港区の公式ホームページから出力してください。

港区公式 解体工事

検索

・ネズミ等の害獣防除に関すること

みなと保健所 生活衛生課 生活衛生相談係

東京都港区三田一丁目4番10号

03-6400-0043

・労働災害の防止に関すること

三田労働基準監督署 安全衛生課

東京都港区芝五丁目35番2号 安全衛生総合会館

03-3452-5474

～ 手続きの流れ ～

港区役所8階
環境課

03-3578-2491, 2492

有害物質調査

② 石綿事前調査
結果報告書
第1号様式

⑥ 石綿除去計画
報告書
第1号様式の2



着工

港区役所6階
建築課

03-3578-2310～2312

① 標識設置
第2号様式

③ 標識設置
報告書
第3号様式

④ 隣接関係
住民等への
説明

⑤ 工事説明会等
報告書
第4号様式

	①標識設置	②石綿事前調査結果報告	③標識設置報告書	④近隣説明	⑤説明会等報告書	⑥石綿除去計画報告書
解体工事(下記以外)	工事開始の 30日前までに設置	③標識設置報告書を提出するまでに報告 (③と同日可能)	標識設置から 7日以内に提出	工事開始の 15日前までに実施	工事開始の 3日前までに 提出	工事開始までに提出
木造建築物解体工事	工事開始の 15日前までに設置			工事開始の 7日前までに実施		
石綿除去等工事						

電子申請は、原則24時間受付しています。(システムメンテナンス等を除く)

電子申請の場合、内容確認にお時間をいただきます。着工までの期間が短いものは、書類での提出をお願いします。